

平成 21 年 10 月 27 日

資 料

(個人所得課税)

目 次

・政府税制調査会諮問文（抜粋）	1
・所得税の主な改正と税収の推移	2
・個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人の給与所得者）	3
・個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	4
・所得税の税率の推移（イメージ図）	5
・所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	6
・所得税の基礎的な人的控除の概要	7
・所得税の課税最低限（夫婦子2人の給与所得者の場合）	8
・所得税における課税所得階級別の納税者数等	9
・諸外国の税制を活用した給付措置について	10
（補足資料）	
・給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較	11
・課税ベース（イメージ図）	12
・人的控除の概要	13
・その他の所得控除の概要	14
・給与所得控除制度の概要	15
・金融所得課税の概要	16

政府税制調査会諮問文（抜粋）

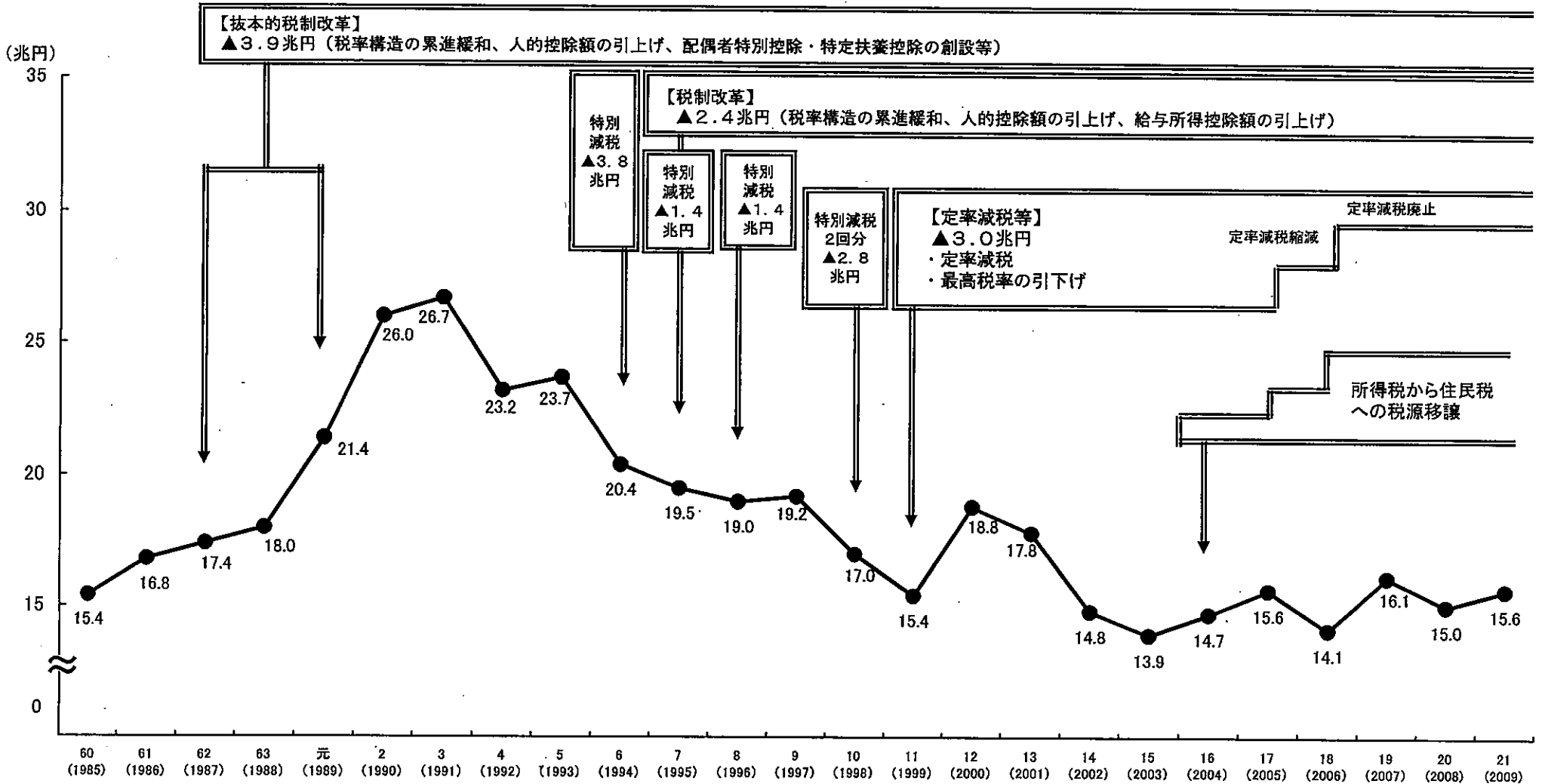
現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

- (3) 所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること。

所得税の主な改正と税収の推移

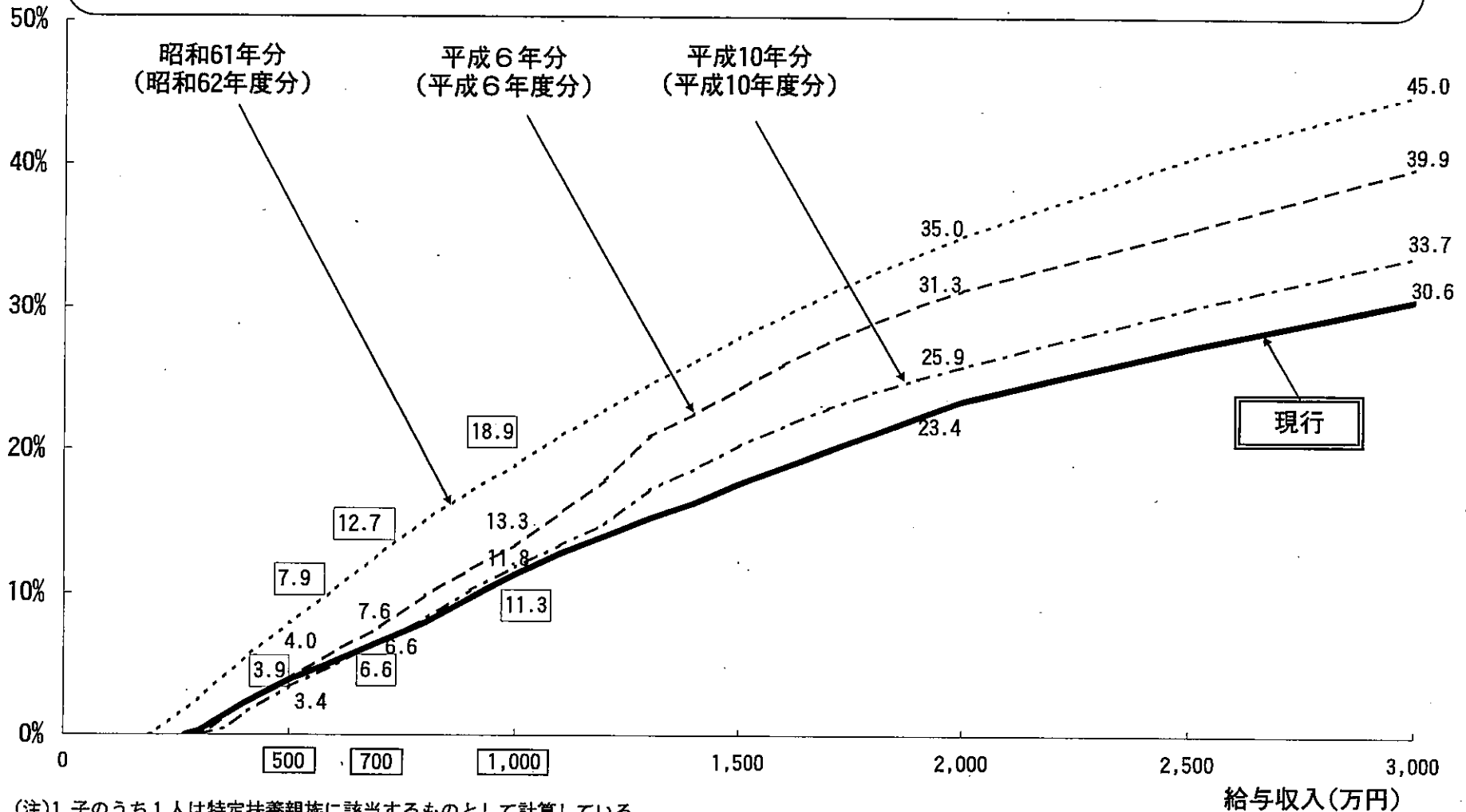
- 昭和62・63年や平成6年に税率構造の見直しや人的控除額の引上げが行われるなど累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- この間、所得税収は、平成3年度の26.7兆円をピークに、20年度の実績は15.0兆円となっている。



(注1) 所得税収は、20年度までは決算額、21年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。
(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人の給与所得者)

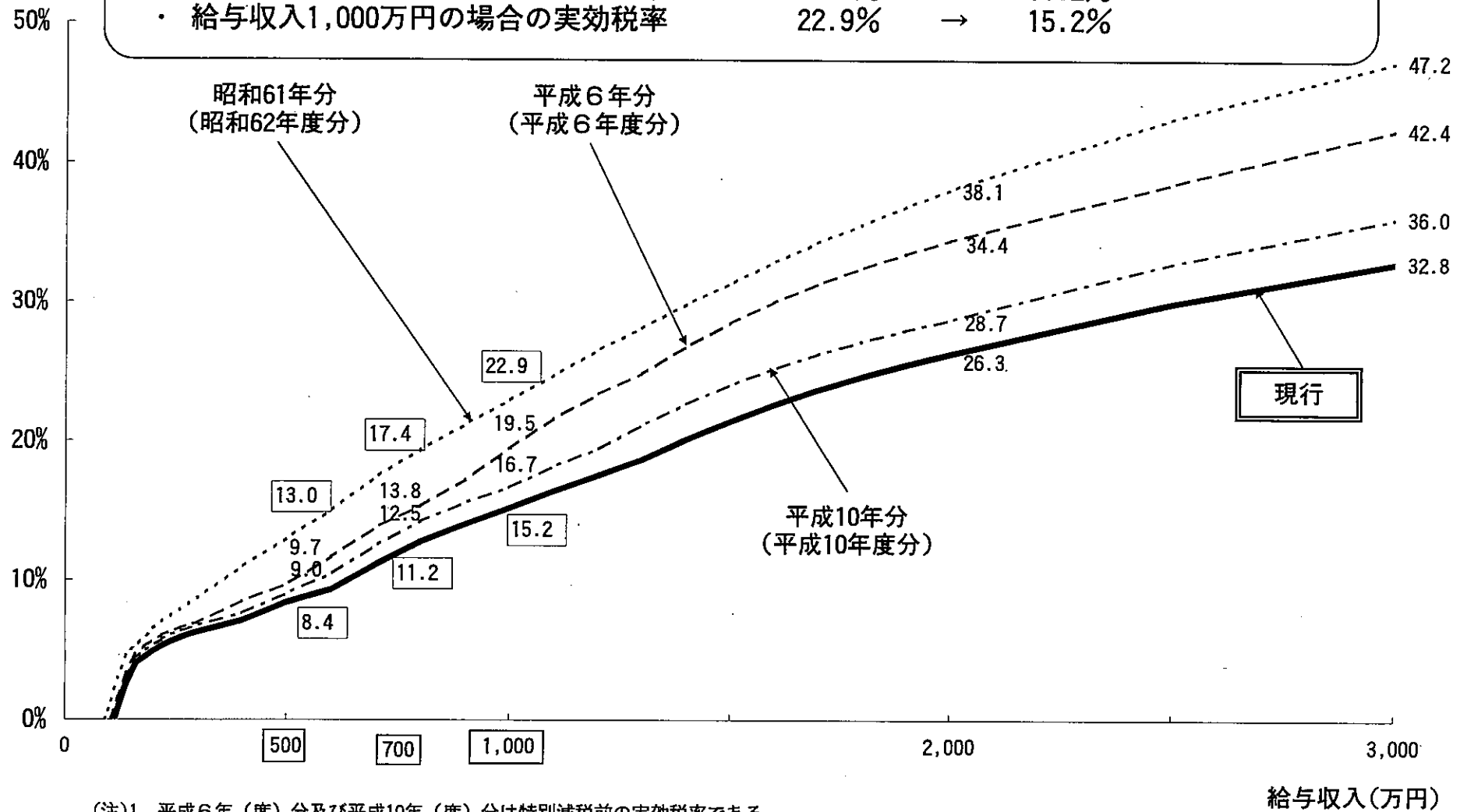
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 7.9% → 3.9%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 12.7% → 6.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 18.9% → 11.3%



(注) 1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税（所得税+個人住民税）の実効税率の推移（単身の給与所得者）

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。
- | | (昭和61年分) | | (現 行) |
|-----------------------|----------|---|-------|
| ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 | 13.0% | → | 8.4% |
| ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 | 17.4% | → | 11.2% |
| ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 | 22.9% | → | 15.2% |

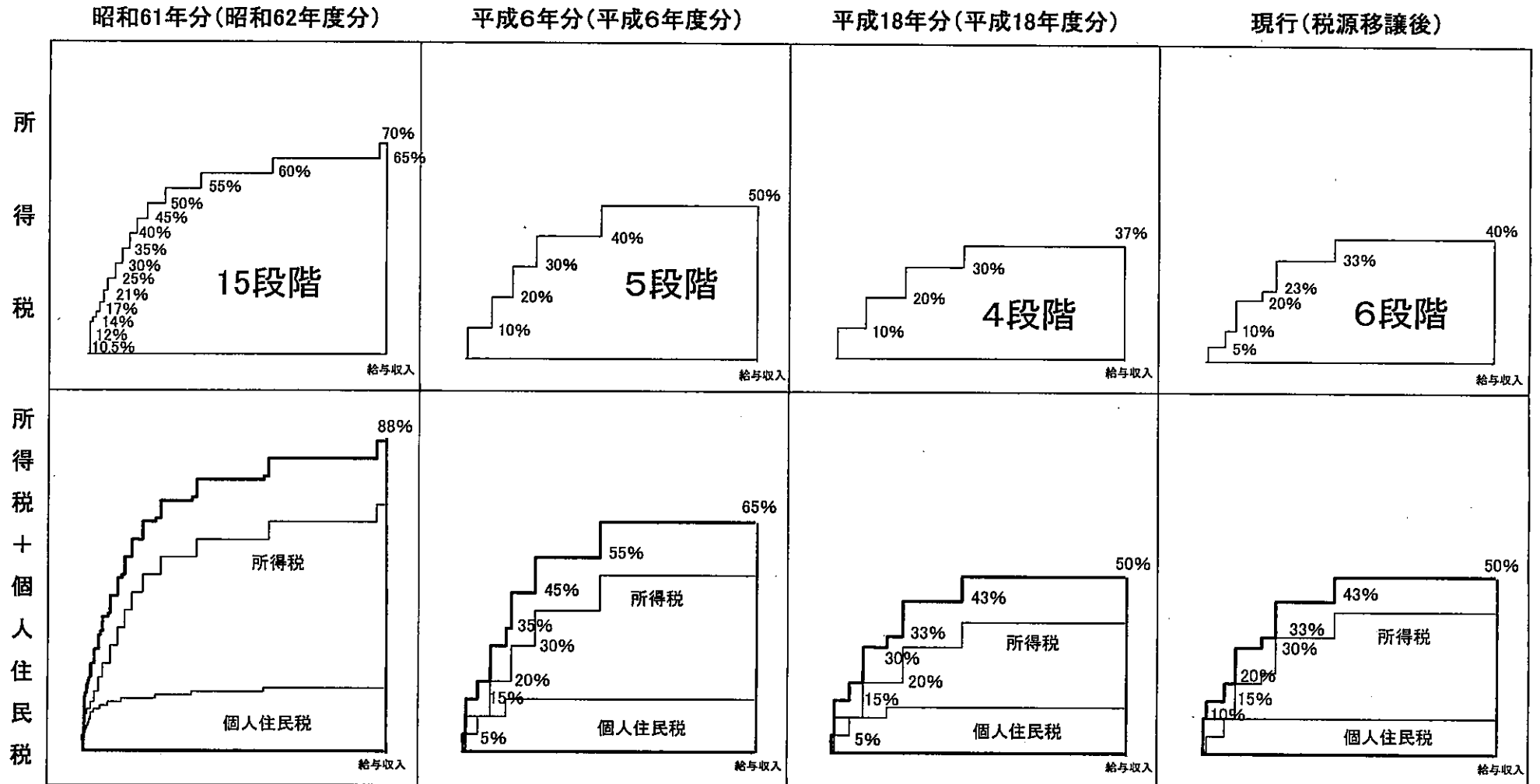


(注)1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

所得税の税率の推移(イメージ図)

- 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。
- 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。

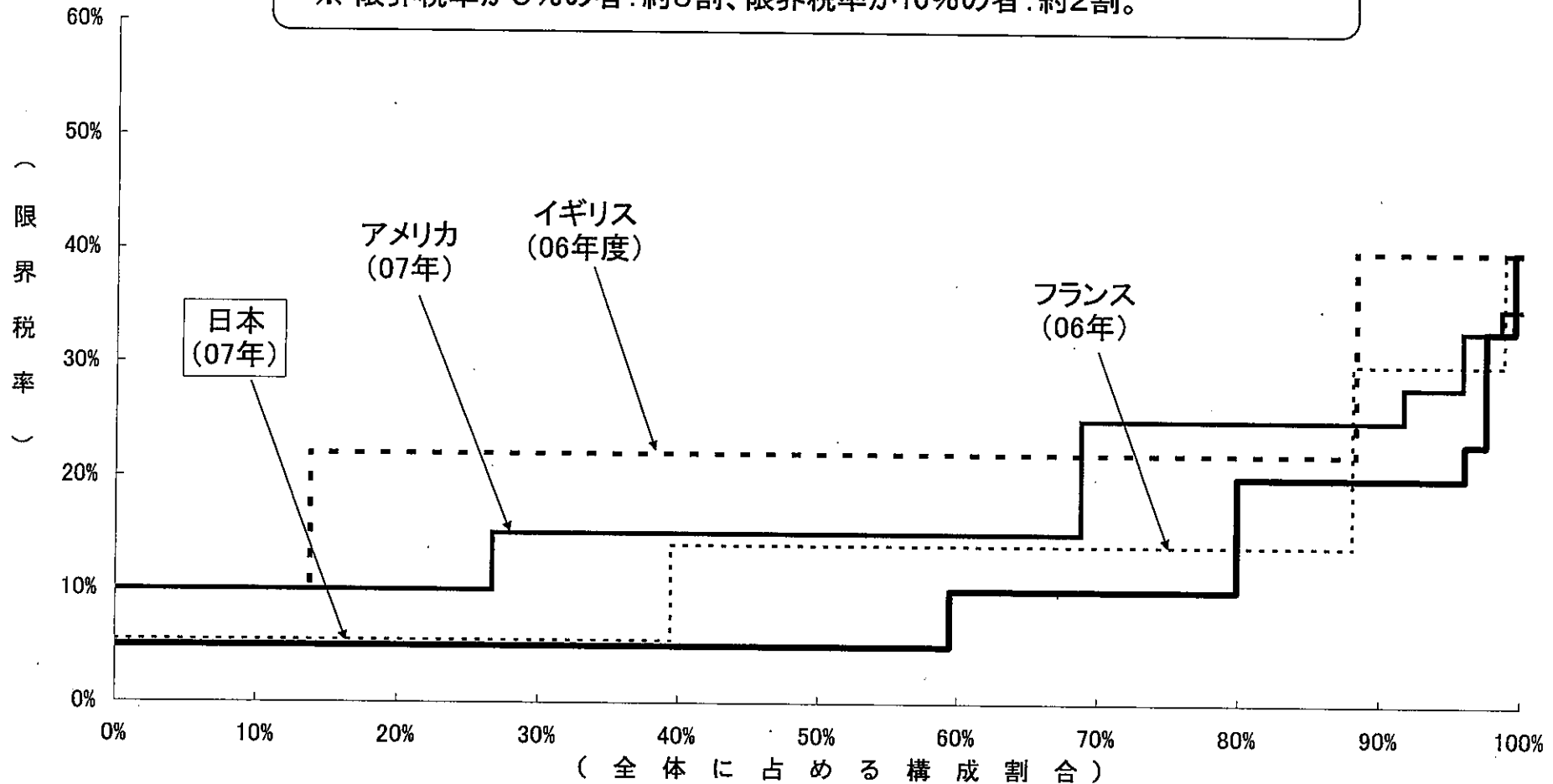


所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿

(2009年7月現在)

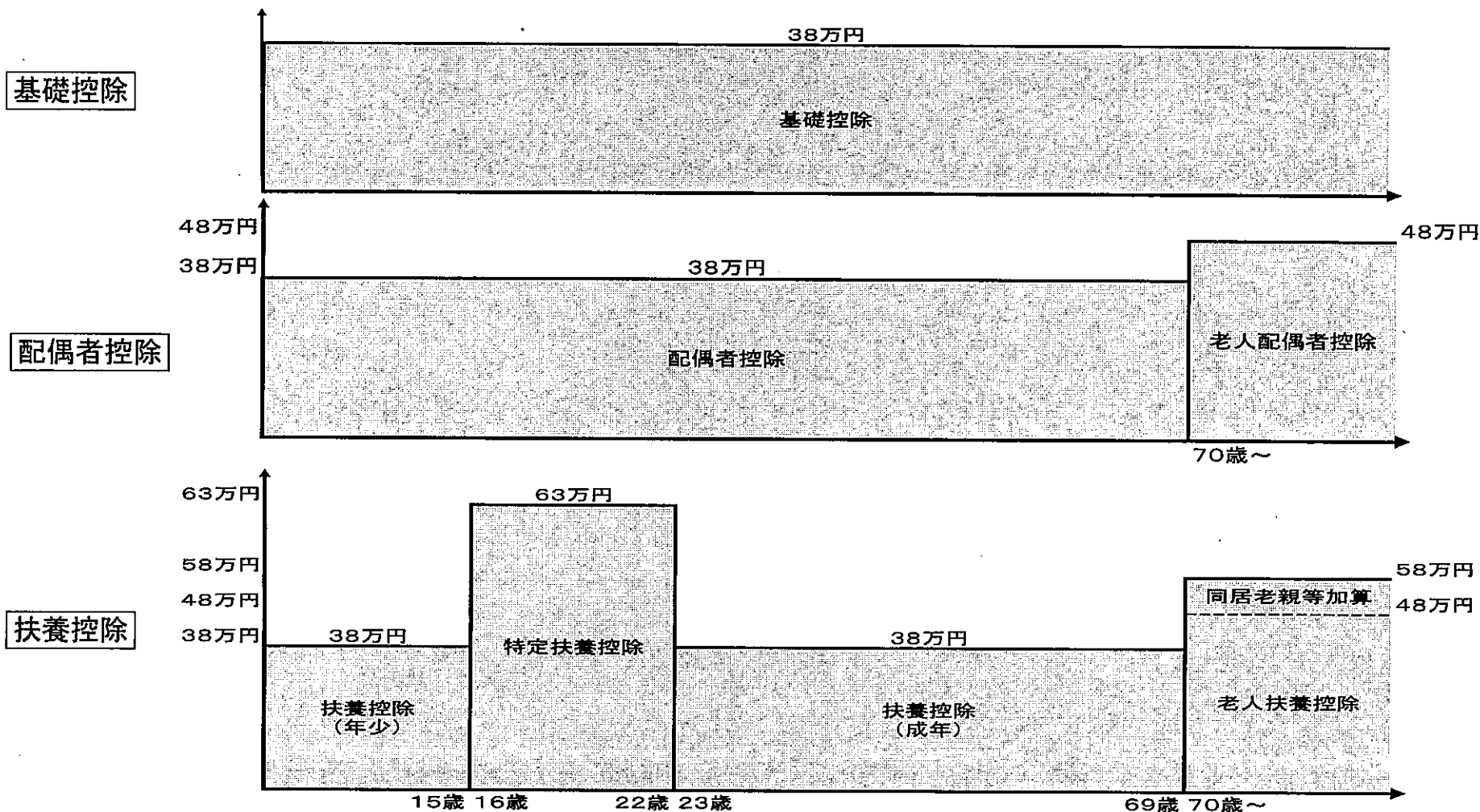
○我が国の納税者の約8割が限界税率10%以下。
 ※ 限界税率が5%の者:約6割、限界税率が10%の者:約2割。



- (注) 1. 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
 このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

所得税の基礎的な人的控除の概要

- 累次の改正により、諸控除は拡充されてきた(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円(昭和61年)⇒38万円(現行))。
- 平成元年に創設された特定扶養控除(創設時45万円)は、現在63万円となっている。



※ 障害者控除:本人、配偶者や扶養親族が障害者である場合には、(基礎控除、配偶者控除や扶養控除に加え、)27万円の所得控除。

所得税の課税最低限(夫婦子2人(専業主婦、中学生、高校生)の給与所得者の場合)

- 所得税の夫婦子2人の給与所得者の課税最低限は、325万円となっている。

【所得税(現行)】

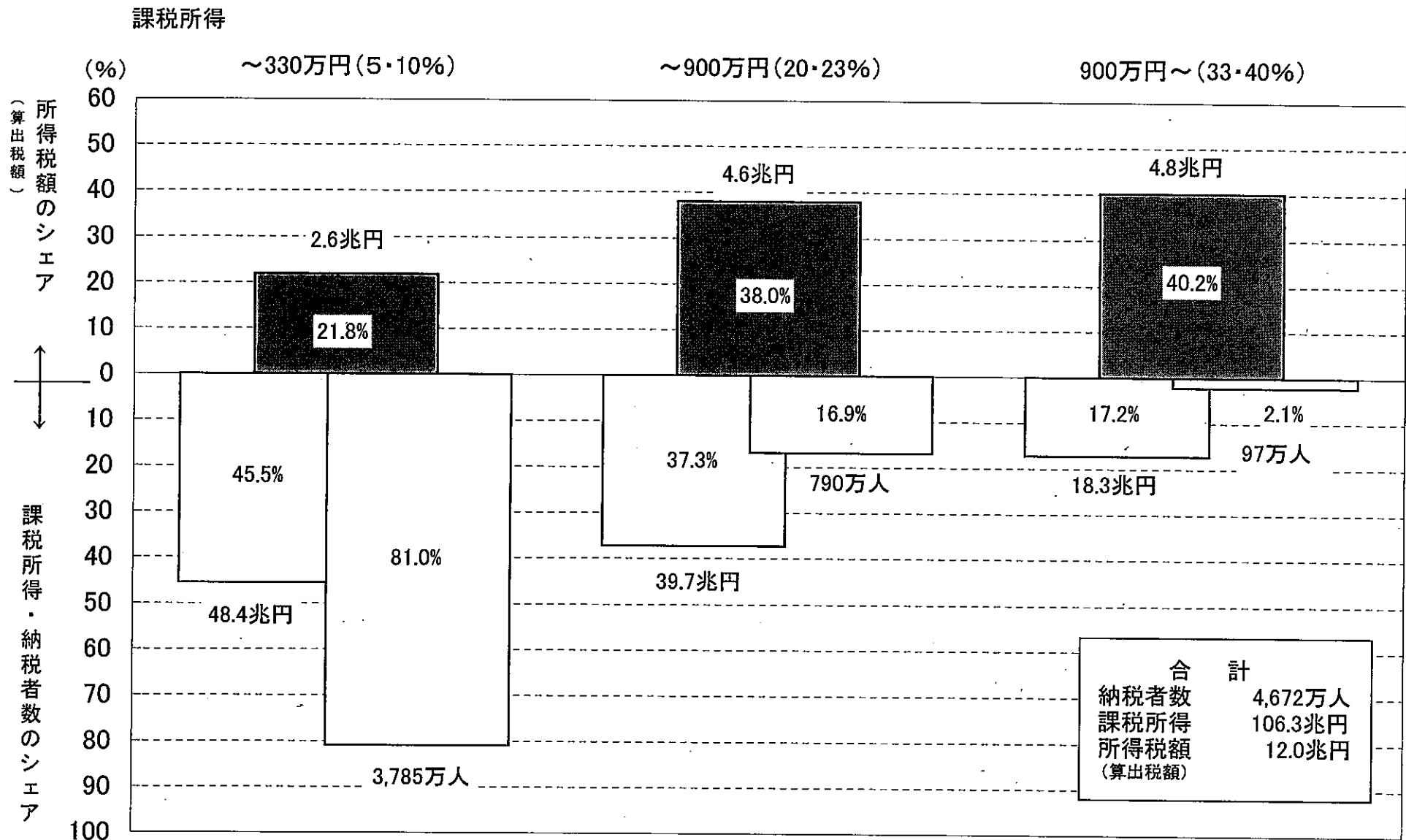
給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	特定扶養控除	配偶者控除	扶養控除	325.0万円 (昭和61年: 235.7万円)
115.5万円	32.5万円	38万円	63万円	38万円	38万円	

【参考:個人住民税(現行)】

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	特定扶養控除	配偶者控除	扶養控除	270.0万円
99万円	27.0万円	33万円	45万円	33万円	33万円	

所得税における課税所得階級別の納税者数等

未定稿



(注) 1. 各計数は、平成21年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない。)
 2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～785万円」、②「～1,430万円」、③「1,430万円～」となる。

諸外国の税制を活用した給付措置について

諸外国においては、税制を活用した給付措置（いわゆる「給付付き税額控除制度」）がすでに実施されているところであり、その目的や仕組みは以下のとおり。

目的

- 子育て支援（アメリカ・イギリス・ドイツ・カナダ）
- 就労促進（アメリカ・イギリス・フランス・カナダ）
- 消費税の逆進性対策（カナダ）

仕組み

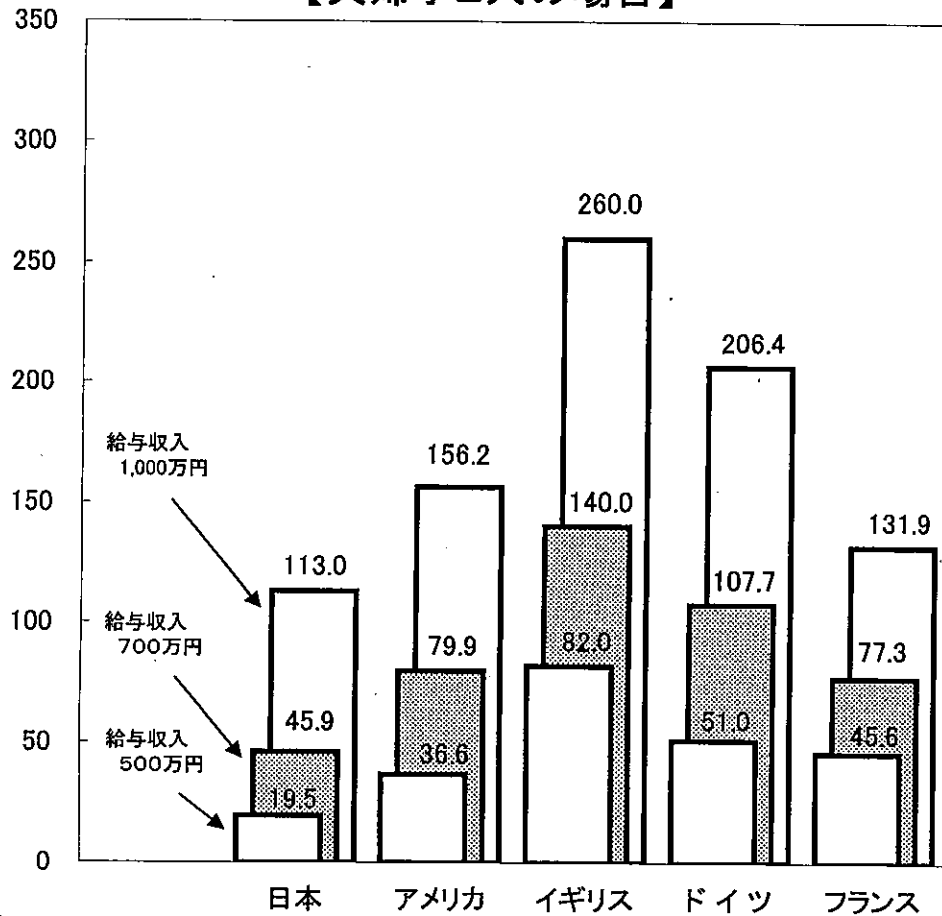
- 給付額について、まずは税額から控除し、税額から控除しきれない額を実際に給付するという仕組み（アメリカ・フランス・カナダ（就労促進））
- 低所得者に対しては給付を行い、中高所得者に対しては税負担軽減を行うという、給付又は税負担軽減のいずれか一方が適用される仕組み（ドイツ）
- 基本的には全額給付であるが、所得が一定額を超えると減額されることになる仕組み（イギリス・カナダ（子育て支援・消費税の逆進性対策））

補足資料

給与収入階級別の個人所得課税(所得税+個人住民税)負担額の国際比較

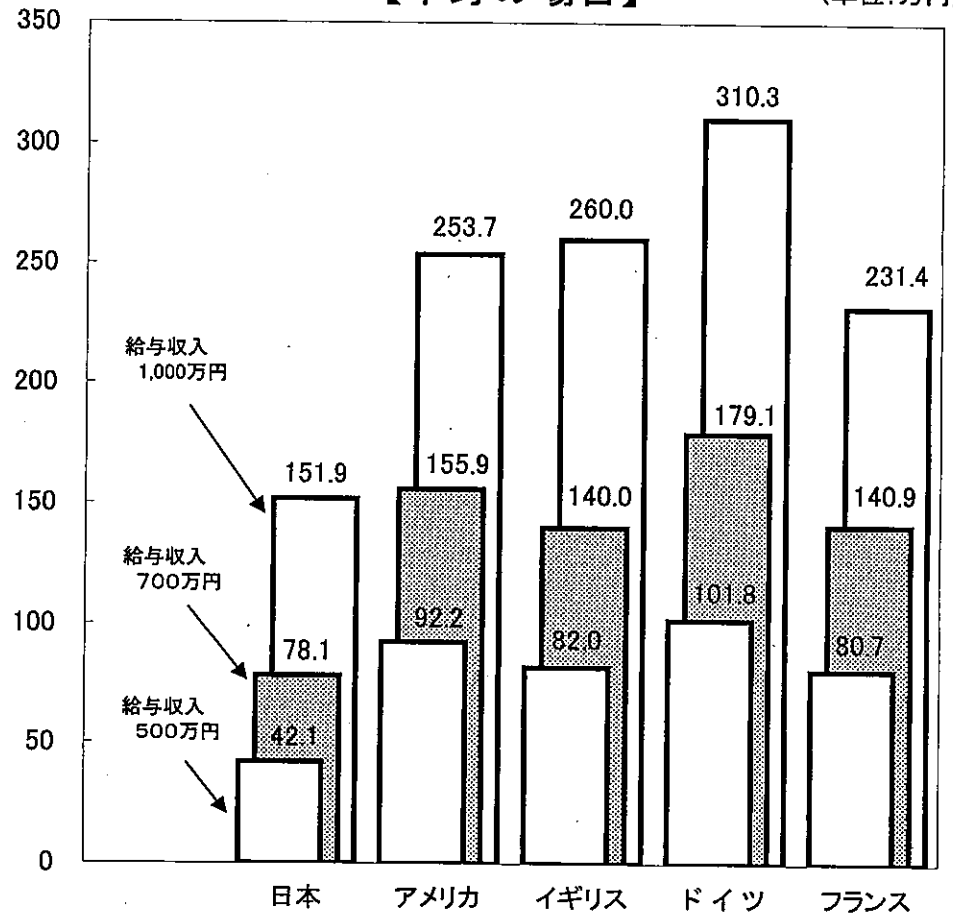
(2009年7月現在)

【夫婦子2人の場合】



【単身の場合】

(単位:万円)



(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税負担額として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。(なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの個人所得課税の負担額は、夫婦子2人の場合は74.4万円(給与収入500万円)、132.8万円(同700万円)、260.0万円(同1,000万円)、単身の場合、82.0万円(同500万円)、140.0万円(同700万円)、260.0万円(同1,000万円)となる。)

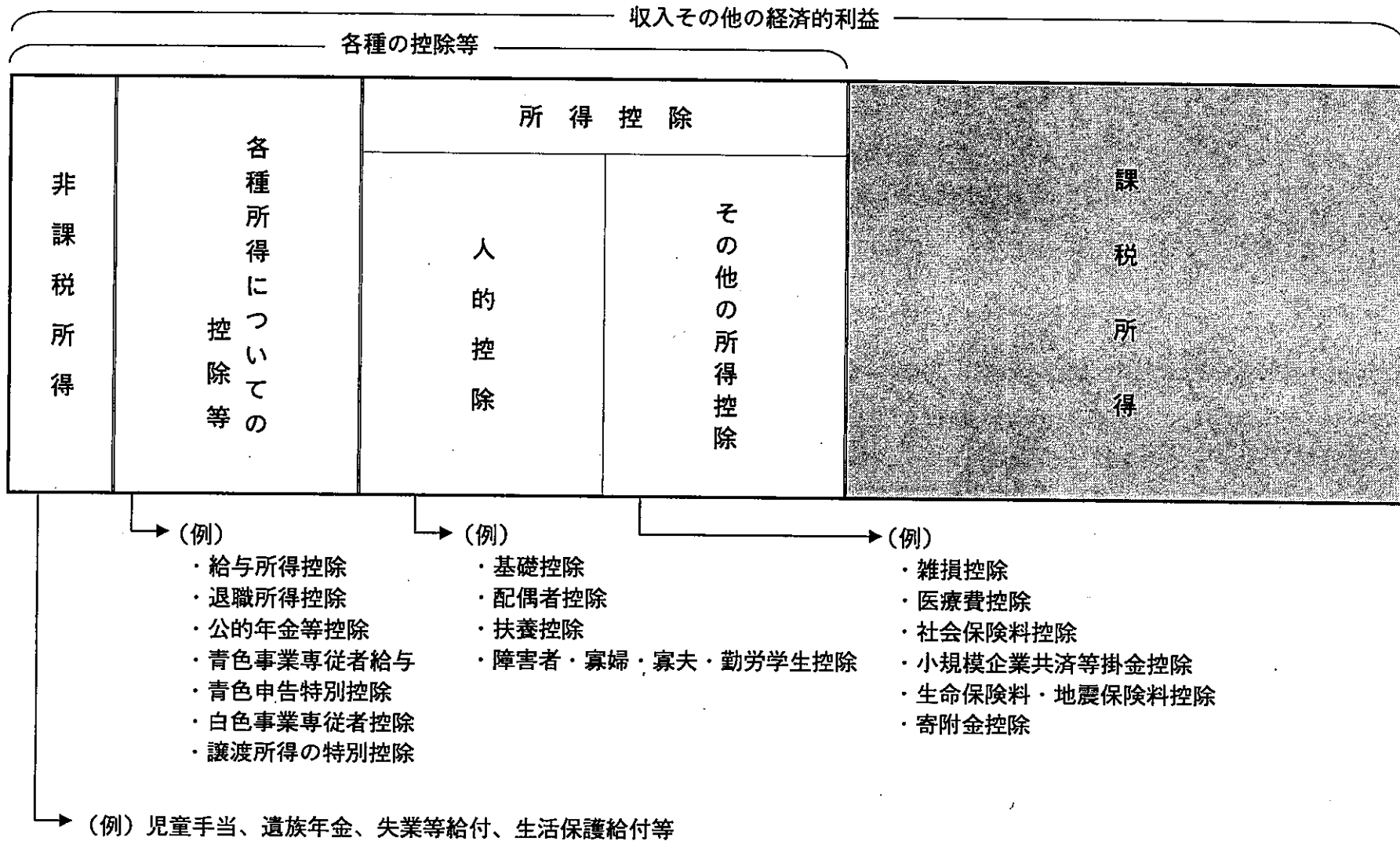
(注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。

2. 日本は夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。

3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。

4. 邦貨換算レート: 1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成20年(2008年)12月から平成21年(2009年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

課税ベース (イメージ図)



人的控除の概要

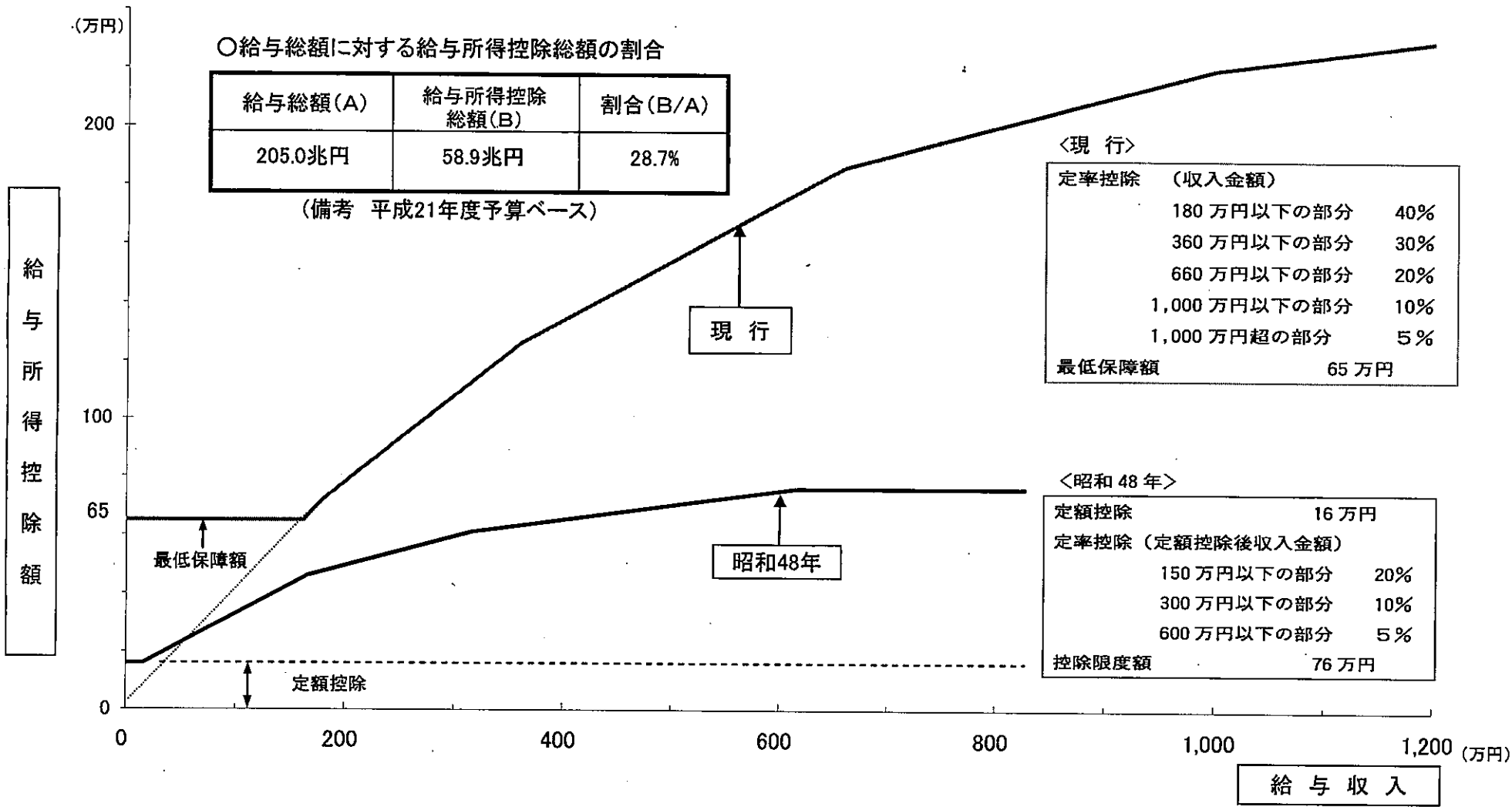
		創設年 (所得税)	対象者	控除額	減収額
				所得税	所得税
基礎的 な 人的 控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	1.8兆円程度
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	38万円	0.6兆円程度
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者		
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者		
	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	(200億円程度) ^(注)
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者(本人の年間所得1,000万円以下)	最高38万円	300億円程度
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	38万円	0.8兆円程度
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者		
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族を有する者		
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者		
(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	(200億円程度) ^(注)	
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している者	+10万円	300億円程度	
特別 な 人的 控除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である者	27万円	0.1兆円程度
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である者	40万円	
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	100億円程度
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+8万円	
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	27万円	
勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	27万円	10億円程度	

(参考) 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計したもの。
(注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計である。

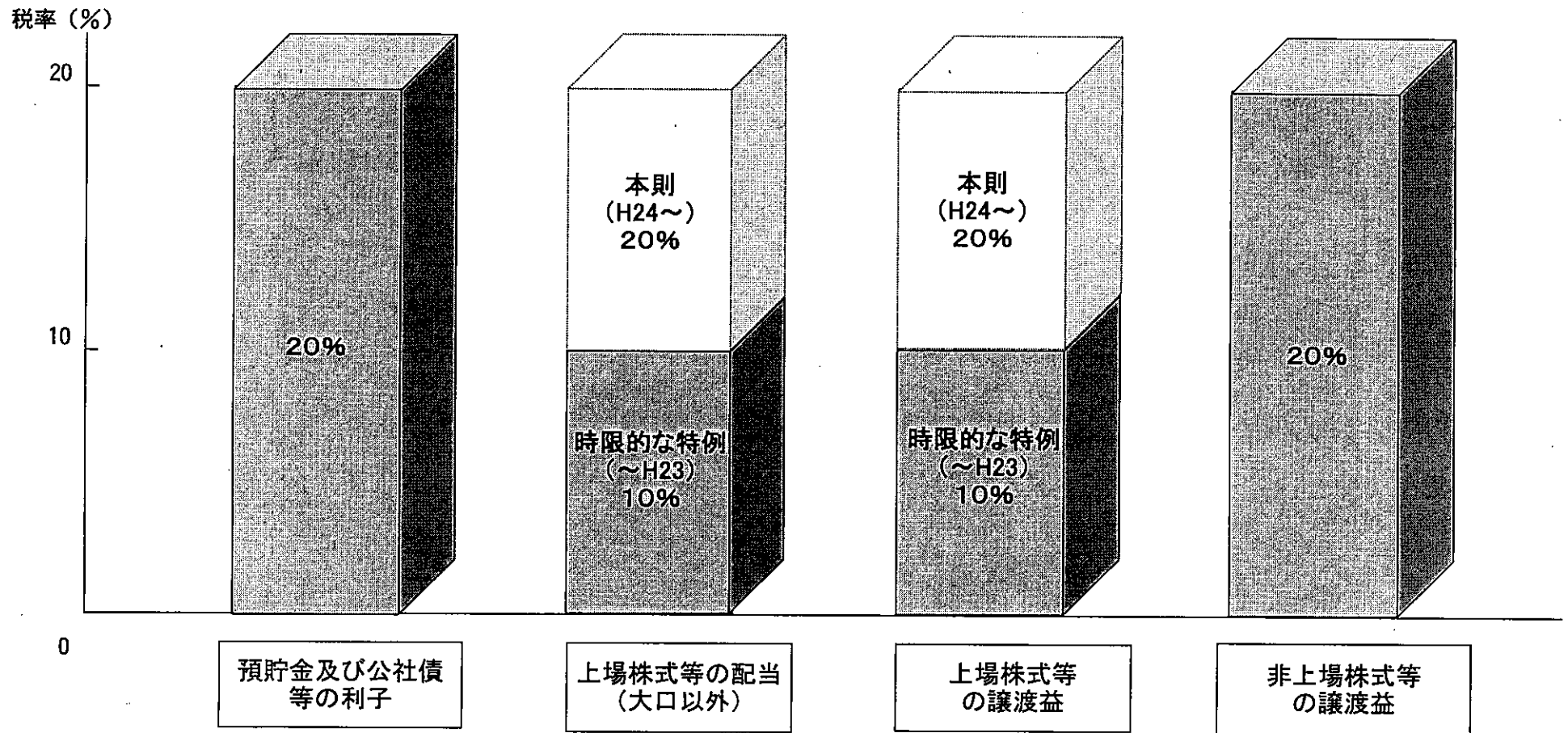
その他の所得控除の概要

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ <p style="text-align: right;">(最高限度額 200万円)</p>
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額5万円) ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額5万円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除 (最高限度額 5万円)
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 5\text{千円} = \text{寄附金控除額}$

給与所得控除制度の概要



金融所得課税の概要



(注) 上記のほか、「一時払い養老保険の差益」「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。